

「第5期介護保険事業計画全国集計」について公表

▼5月1日、厚労省は「第5期介護保険事業計画の全国集計」について公表しました。これは、第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）のサービス見込量等について、都道府県より報告を受け、とりまとめたものです。全体の傾向・ポイントとして、次のような点が挙げられています。

【ポイント】

- ・2014年度には、第1号被保者数は3,230万人（前年度比+3.1%）、要介護・要支援認定者数は590万人（前年度比+4.1%）、第1号被保者に対する認定者の割合は18.3%になる見込み。
- ・サービス量は、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスとも拡充の見込み。
- ・2014年度には、定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスと、ともに45都道府県で介護サービス量が見込まれる。

注）東日本大震災の影響により未報告の14保険者を除く1,566保険者を対象に集計している。

	2011	2012	2013	2014
第1号被保者(万人)	2,928	3,030	3,132	3,230
要介護・要支援認定者数(万人)	520	543	567	590
割合(%)	17.8%	17.9%	18.1%	18.3%

(※) 第1号被保者に対する要介護・要支援認定者の割合

これによると、要介護・要支援認定者は、毎年23～24万人の増加が予想され、介護保険制度施行15年目にあたる平成26年度には、第1号被保者のうちの6人に1人が要介護または要支援に認定されるとされています。

介護給付費の財源は、当初は国50%、都道府県25%、市区町村25%でしたが、現在は公費と保険料で賄われ、その内訳は原則、国25%、都道府県12.5%、市区町村12.5%、残りの50%が第1号被保者保険料と第2号被保者保険料、という割合で賄われています。（平成18年の改正で、介護保険施設にかかる費用については国20%、県17.5%と負担割合を調整している。）また、国の25%のうち5%部分については調整交付金として交付されることとされていますが、これは要介護・要支援となるリスクが高い後期高齢者の加入割合や各保険者内の高齢者の所得格差、自治体の財政状態、負担能力等を勘案して調整するためのものです。

第1号保険料と第2号保険料の比率は人口構成比に基づいて政令によって規定されます。下記はこれまでの負担割合の変遷を表したのですが、ここでも年々第1号被保者の負担割合が増加しており、第6期以降の介護保険料率の改正への影響が注目されます。

(参考：厚労省HPほか)

【参考資料】

平成12～14年度	第1号保険料 (17%)
	第2号保険料 (33%)
平成15～17年度	第1号保険料 (18%)
	第2号保険料 (32%)
平成18～20年度	第1号保険料 (19%)
	第2号保険料 (31%)
平成21～23年度	第1号保険料 (20%)
	第2号保険料 (30%)
平成24～26年度	第1号保険料 (21%)
	第2号保険料 (29%)

平成24年度社会福祉推進事業の募集開始

▼厚労省社会・援護局地域福祉課では、平成24年度社会福祉推進事業の募集を行っています。この事業は「地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等に対する支援を通じて、社会福祉事業の発展改善等に寄与すること」を目的とするものとされ、対象とされた採択テーマには一般枠で11項目、生活支援戦略（仮称）枠として5項目が挙げられています。中でも一般枠としては、「福祉施策に携わる人材の育成・確保、専門性の向上に関する調査・研究事業」や「社会福祉法人の経営及び社会福祉事業に関する調査・研究事業」が含まれているため、新会計基準の啓発や事務職員の人材養成などが目的に含まれるものと考えられます。ただし実施主体としては社会福祉法人やNPOとされ、営利目的のものは含まないこととされているため、当会のような団体が受給することは困難と考えられますが、大型の社会福祉法人や社会福祉協議会などを顧問先に持つ会員事務所様の場合、顧問先の社会福祉法人等がこの補助金を受給して事業を行うことは可能性があると考えられます。【提出期限】平成24年5月31日（木）（必着）

【提出先】厚労省社会・援護局地域福祉課予算係

【注意事項】

- 一般枠は原則として一法人2事業まで
- 高齢者、障害者や児童など対象者を特化した事業は対象から除く
- 原則として、単年度で終了する事業を対象とする
- 業務の大部分を外部委託するもの又は第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない
- 大部分が設備又は備品購入等であるものは採択しない
- 営利を目的とした事業は採択しない
- 補助対象額が50万円に満たない事業は採択しない
- 原則として一事業当たり1,500万円（生活支援戦略（仮称）枠については3,000万円）が上限

(参考：厚労省HP)